

自己評価実施要項等の主な改正事項

1. 自己評価実施要項

No.	改正内容	該当箇所
1	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、参考資料3として掲載されている評価基準を修正する。	【自己評価実施要項】 参考資料3 基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示

基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示

ここには、基準ごとに、自己評価を行う際に必要と考えられる資料・データ等を、枠の中に例示してあります。これらはいくまでも例示であり、必ずしもすべての資料・データ等を求めるものではありません。各法科大学院の目的や状況等に応じて資料・データ等をご用意いただき、自己評価書に貼付もしくは別添として提出してください。

ただし、「自己評価実施要項」14頁の「(4) 根拠となる資料・データ等の示し方」の⑦に挙げられている資料・データ等については、自己評価書の別添として必ず提出いただくものになりますので、ご注意ください。

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1 : 重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、かつ、状況の変化等に対応した見直しが行われることが必要である。

解釈指針 2-1-1-2

飛び入学者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-3

他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-4

学生が段階的に履修をできるように、カリキュラムが適切に編成されているほか、法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画や社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入など、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じ

た学修指導が行われていることが必要である。

- 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等が明示された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- 開設授業科目一覧（様式1）
- 教育課程編成のコンセプトが明示された資料（履修モデル等）
- 授業科目の実施計画及び授業内容が記載された資料（シラバス等）
- 法学系の学部の教育の理念及び目標、カリキュラム及びコース編成が把握できる資料（学部概要等）
- 多様なバックグラウンドを備えた学生（社会人、他学部出身者等）のニーズに応じた学修指導の実施体制が把握できる資料（例えば、長期履修制度を採用している場合は研究科規則、履修要項、長期履修計画書など長期履修制度の内容が把握できる資料、また夜間コースを開設している場合は履修要項、カリキュラム及びコース編成など夜間コースの内容が把握できる資料）

第5章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容・方法等の改善」の対象として、例えば、次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。
- (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。
- (3) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施等。
- (4) 学生に対する教育指導に関する教員の資質能力の向上等。

解釈指針5-1-1-2

「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了者を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。
- (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。
- (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、また実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。
- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目（複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目、実務家教員と研究者教員との連携が求められる法律実務基礎科目等）については、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。

解釈指針 5-1-1-4

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が法科大学院として継続的に実施されていることをいう。

- ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する委員会組織の関係図等、役割と責任が把握できる資料（委員会規則等）
- FDに関する委員会の開催状況・内容、研修会及び講演会の実施状況・内容が把握できる資料（委員会の議事要旨、配付資料、参加状況、実施状況一覧、研修会や講演会の開催案内、配付資料、参加状況、実施状況一覧等）
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等（アンケートの内容、実施方法、回収率、集計結果、改善措置等）
- 学生投書箱、意見箱、要望ボックス等に寄せられた意見、意見への対応、制度の活用状況が把握できる資料

5-2 教育課程の見直し等

5-2-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

解釈指針 5-2-1-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。

- (1) 授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

解釈指針 5-2-1-2

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、(1) から (4) に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、(3) 及び (4) に掲げる者については当該法科大学院の判断により置かないことができる。

- (1) 当該法科大学院の専任教員
ただし、当該法科大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。

- (2) 法曹としての実務の経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 教育課程連携協議会の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則、名簿等）<input type="checkbox"/> 教育課程連携協議会の意見等に基づく法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しの状況及びその過程が把握できる資料（会議資料、議事要旨等） |
|--|